

事務連絡  
令和5年9月20日

建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体 ご担当者様

ETC クレジットカードによる高速道路の利用について  
(インボイス関係)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

平素お世話になっております。国土交通省建設業課です。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関して、ETC クレジットカードより高速道路を利用した場合におけるインボイス制度の取扱いについて、国税庁 HP に取扱い方針が示されましたので、情報共有をさせていただきます。

【国税庁 HP】 お問合せの多いご質問（令和5年9月15日掲載）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

※リンク先の P17～18 をご参照ください。

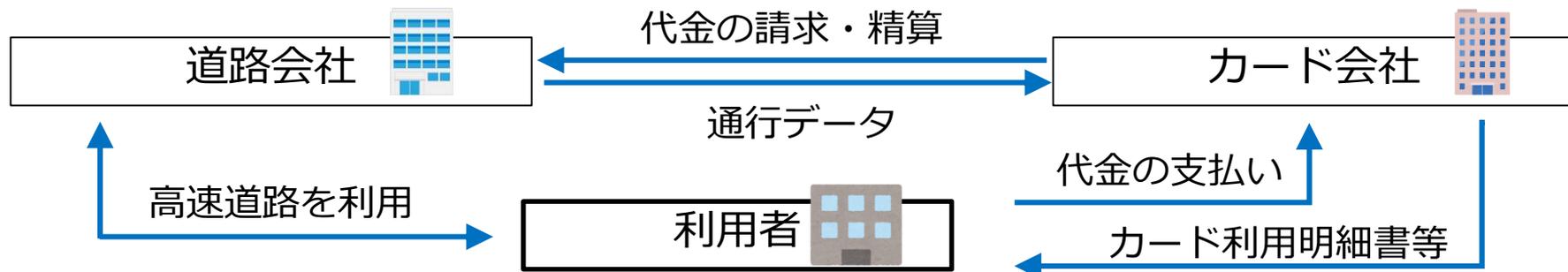
貴職におかれましては、本連絡の内容について、貴団体傘下の建設業者にご周知いただきますようお願いいたします。

以上

- ETCクレジットカード（≠ETCコーポレートカード）を使用した高速道路利用に関しては、すべての取引について、ETC利用照会サービスでダウンロードした「利用証明書（簡易インボイス）」の保存により仕入税額控除を行うことが基本。
- クレジットカード会社から受領する「クレジットカード利用明細書」は、通常、売手の交付する書類ではなく、取引内容等の記載もないため、一般的に、インボイスには該当しないが、高速道路の利用頻度が高く、「利用証明書」のダウンロードが困難なときは、「クレジットカード利用明細書」（個々の高速道路利用に係る内容が判明するものに限る。また、取引日や取引内容、取引金額が分かる利用明細データ等を含む。）と、利用した**高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存**することにより、**インボイスの保存があるもの**とすることができる。

※ 道路代金に、消費税の課税対象外取引（例：空港連絡橋利用税として支払う関西国際空港と内陸部を結ぶ連絡橋の通行料金）が含まれる場合には、その取引は仕入税額控除の対象外となる。

※ 「利用証明書」については、クレジットカード利用明細書の受領ごとに（毎月）取得・保存する必要はなく、高速道路会社等がインボイス発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引に係る利用証明書を令和5年10月1日以後、一回のみ取得・保存することで差し支えない。また、例えば、A高速道路会社からB高速道路会社を経由してC高速道路会社の料金所で降りた際、C高速道路会社がまとめて利用証明書を発行している場合には、C高速道路会社の利用証明書を保存することになる。



**利用した高速道路会社等  
ごとに、任意の一取引の  
「利用証明書」を  
ダウンロード**

ETC利用照会サービス



カード利用明細書等

